

加入者向広報

共済だより

Vol. **77**

2011

月号

- 
- 平成23年 年初に想う 理事長 河田 悌一
 - 退職される皆さんへ ～福祉事業の手続き～
 - 退職共済年金を請求するときのポイント



平成23年年初に想う

理事長 河田 悌一



新春 花開くは 大いなる吉祥なり

明けましておめでとうございます。

新しい年を迎え、加入者、ご家族の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

さて、私学事業団は、短期給付（医療）、長期給付（年金）及び福祉事業を一体的に運営しつつ、財政の健全化を図り、制度の維持に努めてまいりました。

一方、国は昨今の人口の減少や高齢化の進行によって、医療や年金を中心に社会保障制度政策の見直しを進めています。そのため、私どもの私学共済制度も今後さまざまな影響を受けることが予測されます。

昨年を振り返りますと、短期給付事業では、加入者の皆様の強い要望でもありました加入者証の「カード化」を行い、昨年12月に加入者、被扶養者の皆様にそ

れぞれ1枚ずつ配付することができました。

長期給付事業では、年金受給年齢に達する、私学共済の加入記録を有する皆様に対して、年金の請求勧奨が行えるよう準備を進め、本年1月から実施することといたしました。

さらに、福祉事業では、「特定健康診査と特定保健指導」事業が3年目となり、各学校法人、私学団体の協力を得ながら、受診率向上のための一施策として、受診環境の整備や広報誌等による加入者等への周知を行いました。今後とも加入者のご要望に応え、サービスの向上と利便性の確保に努めてまいります。

国（厚生労働省）の社会保障制度政策の見直しに関しては、医療保険制度改革をテーマに、平成25年に実施予定の、新

たな高齢者医療制度のあり方について、昨年8月に「中間とりまとめ」が行われ、12月には最終案が提示されました。他方、年金制度改革においては、国家戦略室の「新年金制度に関する検討会」から、「新たな年金制度の基本的考え方について（中間まとめ）」が公表され、7つの基本原則が示されました。

本事業団としては、これら加入者及び被扶養者の皆様の生活に深く関わる社会保障制度政策の動向を注視し、私学共済制度が国・公立学校教職員との均衡を図る目的をもって設置されたものであることを十分認識し、適切に対処してまいりたいと考えております。

本年は「卯（うさぎ）」の年。内外ともに多事多難の時代ですが、加入者の皆様のご支援とご教示をいただきながら、大きく跳躍して実り多い年にするため、役職員一同、頑張る所存であります。何卒よろしくお願い申し上げます。

平成22年 共済事業の年間報告

【掛金関係】

◆長期給付分掛金率の改定(4月1日)

21年度財政再計算の結果を踏まえ、0.354%引き上げ、12.584%となりました。

◆介護分掛金率の改定(4月1日)

0.075%引き上げ、0.918%に改定しました。

◆任意継続加入者にかかる標準給与の月額の上限額を38万2千円に変更(4月1日)

◆短期給付分掛金率6・52%のうち「特定保険料率に相当する掛金率」の内訳表示(4月1日)

2・44%となりました。

【資格関係】

◆標準給与改定の取り扱いの一部変更(9月1日)

60歳以上の退職共済年金の受給権者である加入者が、定年以外で継続して再雇用された場合も、標準給与の即時改定の対象になりました。

◆加入者証のカード化及び加入者証への「臓器提供意思表示欄」の記

載(12月1日更新)

【短期給付(医療)関係】

◆後期高齢者支援金の負担方法の見直し等を定めた法律が成立(5月12日)

後期高齢者支援金の負担額が増加しました。

【長期給付(年金)関係】

◆22年度の年金額の据え置き(4月1日)

◆スペイン及びアイルランドとの社会保険協定の発効(12月1日)

【福祉事業】

◆東京都江戸川区より東京臨海病院に高規格救急自動車寄贈(3月19日)

◆特定健康診査・特定保健指導の改善

▼被扶養者及び任意継続加入者の「特定健康診査受診券」の有効期限を1月31日から3月31日に延長しました。

▼学校訪問型の特定保健指導を開始しました。

◆積立共済年金制度「医療保険コース」の保障内容及び保険料の変更(4月1日)

任意継続加入者の手続き 来年度に向けて

◆平成23年度の「任意継続掛金納付通知書」(以下「納付通知書」といいます)は、3月上旬に任意継続加入者の自宅あてに送付します。

納期限までに掛金を払い込んでください。

また、掛金の払込方法(月払・半年払・年払)を変更する場合は、1月末までに「納付方法変更依頼書」を提出してください。

なお、23年度中に75歳を迎え、後期高齢者医療制度の被保険者となる任意継続加入者の「納付通知書」は、75歳の誕生日(資格喪失日)の属する月の前月分までを送付します。

◆任意継続加入者期間(2年)が満了となるとき、又は75歳を迎えるときには、「任意継続加入者資格喪失申出書」の提出は必要ありません。

▼満了する人には、満了する月の上旬に「任意継続加入者期間満了のお知らせ」と国民健康保険等へ加入する際に必要となる

「資格証明書」を自宅あてに送付します。

▼75歳を迎える人には、75歳の誕生日の前月に事前連絡及び「資格証明書」を自宅あてに送付します。「資格証明書」は、75歳未満の被扶養者が国民健康保険等へ加入する際に必要となります(被扶養者の有無に関わらず、すべての人に送付します)。

◆任意継続加入者期間が満了する前に健康保険等の被扶養者又は国民健康保険等へ切り替える場合は、切り替える月の前月に「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出してください。用紙は「任意継続加入者のしおり」についていますので、切り取って使用してください。また、私学共済事業ホームページからダウンロードすることもできます。

スペイン及びアイルランドとの 社会保障協定発効

平成22年12月1日に日本とスペイン及びアイルランド、それぞれ両国間の社会保障制度への二重加入防止と年金加入期間の通算を目的とした社会保障協定が発効しました。

年度末
特集退職される皆さんへ
福祉事業の手続き

加入者が退職などで資格を喪失すると、次の福祉事業に加入している場合は、脱退・解約などの手続きが必要です。3月末で退職される場合、1月・2月中に手続きが必要なものですのでご注意ください。

給付請求の時効

積立共済年金・共済定期保険の給付請求の時効は3年です。

積立貯金をしている

◆解約の手続き

毎月25日（必着）までに、学校等を経て「積立貯金解約請求書」を提出してください。翌月の20日（土・日又は祝日にあたる場合は金融機関の翌営業日）に、送金日前日までの利息をつけた元利合計金額を学校等の口座へ送金します。

解約の手続きが行われないと、貯金は預り金となり利息はつきません。預り金の払い戻し請求の消滅時効は10年となっていますのでご注意ください。

例 3月中の送金を希望するとき

2月25日（金）までに解約請求書を提出

3月21日（月）までの利息を含めて3月22日（火）に学校等の口座へ送金

任意継続加入者の継続加入はできません。

積立共済年金に
加入している

◆脱退の手続き

退職する月の前月25日（必着）までに、学校等を経て「積立共済年金脱退申出書」と「積立共済年金給付金請求書」を提出してください。

◆給付コースの選択

受給資格を満たした人が退職したときには、年金・一時金・終身保険・医療保険の各コースの中から給付を選択することができます。

年金コースを選択したときは、10年を限度として年単位で受給開始時期を繰り延べることもできます。受給資格を満たしていない場合、給付は脱退一時金となります。

※給付金請求の際、年金を選択したとき又は脱退一時金の給付金額が300万円を超えるときは印鑑証明書が必要です。

なお、4月末以降に脱退される方から印鑑証明書の添付は不要となります（死亡脱退を除く）。

任意継続加入者は引き続き加入できます。

例 3月末で退職する場合

①一時金で受け取りを希望するとき
2月25日（金）までに脱退申出書と給付金請求書を提出

3月分の掛金を振り替え後、3月下旬に積立金残高を脱退一時金として送金

②年金で即時受け取りを希望するとき
2月25日（金）までに脱退申出書と給付金請求書を提出

3月分の掛金を振り替え後、5月20日（金）から年金として送金（年4回支払い）

③退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを申し込み、年金で即時受け取りを希望するとき
1月25日（火）までに脱退申出書

と給付金請求書を提出

3月分の掛金及び退職（脱退）時一時払掛金を振り替え後、5月20日（金）から年金として送金（年4回支払い）

④年金受給時期を繰り延べるとき
2月25日（金）までに脱退申出書と年金受給権繰延申請書を提出

・医療保険コース・終身保険コースは繰り延べとの併用ができません。
※退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを申し込む場合は、1月25日（火）までに提出

⑤医療保険コース・終身保険コースを希望するとき
2月25日（金）までにそれぞれのコースの契約申込書・告知書を脱退申出書及び給付金請求書に添付して提出

・それぞれのコースによって取り扱いが異なるため、事前に私学事業団保健課貯金係へご連絡ください。
※退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを申し込む場合は、1月25日（火）までに提出

共済定期保険に 加入している

◆脱退の手続き

3月末日までに退職する場合で、4月から9月まで（保険料納付済期間）の保障を希望しないときは、3月末日までに「退職脱退申出書」を学校等を経て提出してください。なお、3月22日（火）に保険料をいったん口座振替しますが、当該保険料は6月中に加入者の口座に返金します。

脱退の手続きを行わなかったときは、退職（資格喪失）後も4月から9月までの期間に限り保障の対象とし、保険料は返金されません。

任意継続加入者は引き続き加入できます。脱退を希望する場合は、手続きが必要です。

また、加入者の資格を喪失してもすでに納付済みの保険料に対する期間は保障を継続することもできます。

詳しくは、専用のフリーダイヤルにお問い合わせください。

・共済定期保険の問い合わせ先

☎0120（716）267

（月～金 9時～17時15分）

（財）教職員生涯福祉財団の アイリスプランに 加入している

退職するときの詳しい手続きについては、専用のフリーダイヤルにお問い合わせください。

・アイリスプランの問い合わせ先

☎0120（844）022

（月～金 9時～17時15分）

貸付けを利用している

貸付けを利用している加入者が資格を喪失した場合は、全額を償還していただきます。

資格喪失が確認されると、学校等あてに即時償還の通知を送付しますが、事前に資金の都合がつく場合は、在職中に全部任意償還することもできます。

◆任意償還

毎月15日（必着）までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」を提出すると、その月の定期償還後の元金残を記した「貸付金任意償還通知書」と「払込取扱票（払込通知票）」を学校等あてに送付しますので、学

校等を通じて償還金を払い込んでください。ただし、任意償還の場合、退職金等の支給時期に関わらず期限までに払い込まなければなりませんので注意してください。

例 3月末で退職する前に任意償還する場合

3月15日（火）（必着）までに任意償還申出書を提出すると、3月分が最後の定期償還となり、その後の元金残を任意償還金として通知します。

この通知は3月中に送付しますので、払込期限までに償還してください。

◆即時償還

全部任意償還の手続きをしなくても、資格喪失が確認されると自動的に即時償還となりますが、資格喪失が確認されるまでの間は定期償還が継続されます。

この場合、即時償還金は加入者の退職後に学校等が払い込むこととなります。学校等では退職金の支給がある場合は、住宅貸付のほか一般貸付等の貸付けについても退職金等から控除することになっています。

退職金が支給されないときや償還額に不足がある場合、加入者は償還

金（定期償還金と即時償還金の合計）を退職時に学校等に預けてください。

例 3月末で退職して4月に資格喪失が確認された場合

①学校等から事前に資格喪失報告書等が提出される場合

4月初旬までに資格喪失が確認できますので、4月分定期償還は発生しません。3月定期償還後の元金に利息をつけた金額を即時償還金として通知します。団信制度の適用期間は3月末までとなります。

②資格喪失の確認が4月初旬を過ぎた場合

4月分が最後の定期償還となり、その後の元金残が即時償還金となります。

償還金は、退職後に学校等が払い込みますので、加入者は4月分の定期償還金と即時償還金を学校等に預けてください。団信制度の適用期間は4月末までとなります。

◆その他

・住宅貸付の団信制度に加入しているときは、最後の定期償還月まで適用され、保険料充当金も必要です。
・住宅貸付で半年払償還を併用している場合は、1月と7月の任意償還を除き経過利息が加算されます。

平成22年9月末

年金積立金の運用状況

年金積立金の運用の目的・基本方針と平成22年9月末の運用状況をお知らせします。

年金積立金の運用目的

私学事業団の年金積立金は、年金を将来にわたり確実に支給するために、長期的な観点に立って安全かつ効率的に運用することとしています。

このため、本事業団では、「長期勘定の余裕金の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます）を策定しています。

また、本事業団では、基本方針に基づく運用の方向性等について審議することを目的として、「資産運用検討委員会」（外部の専門家と私学関係者で構成）を設置し、適切な運用の実現を図ることとしています。

現在の基本方針

効率的に分散投資

基本方針では、明確な運用目標を設定し、基本ポートフォリオ（効率

的な資産配分）を定めたうえで株式など複数の資産に分散して投資しています。

平成18年度に定めた基本ポートフォリオは、平成21年度までを想定投資期間としていましたが、現在の投資環境を考慮しても基本ポートフォリオの効率性が維持されていることが確認できたため、当面は資産配分割合を変えず、表のとりの構成としています（私学共済事業ホームページ「年金資産の運用」参照）。運用にあたっては、自家運用で国内債券を、委託運用で国内株式・外国債券・外国株式を運用するほか、福祉勘定及び助成勘定への貸付けを行っています。

平成22年度
上半期の運用状況

利回りは若干マイナス

南欧諸国の財務問題が表面化したため、欧州では景気が後退し、ユーロの信用力が下がりました。また、米国は雇用回復が遅れ、景気減速が

懸念されています。為替市場では、安全資産として円が買われ、大幅に円高が進みました。国内景気も影響を受け、円高による輸出企業の業績悪化が心配され株価の低迷が続き、金利も低下しました。

こうした運用環境のなか、基本ポートフォリオ資産配分と乖離があった国内株式、外国株式への資金追加を行いました。

また、委託後3年が経過した外国債券は、運用成績を評価し、一部の運用機関を解約したほか、国内株式・外国株式でも、成績が振るわない運用機関や運用体制等に懸念が生じてきた運用機関を解約し、適宜資産を移管しました。

その結果、9月末時点の資産構成割合は、表のとおり国内株式の乖離幅がマイナス0.7%とやや大きいことを除きおおむね基本ポートフォリオに沿ったものとなっています。

なお、9月末における運用利回りは、前年度末とくらべて評価損が拡大したこと等からマイナス1.73%となりました。

大幅な円高が続く景気減速懸念があるため、運用環境は依然として厳しい状況が続くと思われますが、今

後も基本ポートフォリオに基づく運用を基本としながらも、年金積立金の性格に鑑み、慎重に対応していく必要があると考えています。

表 年金積立金の構成割合と資産別利回り（単位：億円）

区 分	基本ポートフォリオ		平成22年9月末					
	資産配分	許容乖離幅	簿 価	時 価	評価損益	時価構成比	乖離幅	資産別運用利回り
国内債券	65%	± 9%	20,823	21,568	745	65.3%	0.3%	1.83%
国内株式	10%	± 3%	3,944	3,055	△ 889	9.3%	△ 0.7%	△ 13.87%
外国債券	10%	± 3%	3,673	3,294	△ 379	10.0%	0.0%	△ 5.52%
外国株式	10%	± 3%	3,703	3,431	△ 272	10.4%	0.4%	△ 9.41%
短期資産	5%	—	1,674	1,674	0	5.0%	0.1%	0.24%
合 計	100%	—	33,817	33,022	△ 795	100.0%	—	△ 1.73%

※ 国内債券の中に貸付金等を含みます。

※ 修正総合利回りは、4月～9月の期間中の利回り（非年率）です。

特定健康診査・ 特定保健指導を 受けましょう

**40歳～75歳の被扶養者・
任意継続加入者の皆様へ**

平成22年度の特定健康診査を受け
ましたか？

私学事業団では、40歳から75歳までの被扶養者及び任意継続加入者を対象に、22年度の「特定健康診査受診券」を昨年6月下旬に学校等あて（任意継続加入者は自宅あて）に送付しました。

「特定健康診査受診券」を使用し指定健診機関（私学共済事業ホームページ参照）で特定健康診査を受けると費用が無料になります。

「特定健康診査受診券」の有効期限は23年3月31日となっています。まだ受診していない人は、期限が迫っていますので、忘れずに受診してください。

受診した人には、健康な生活を送るために役立つ健康情報冊子「ク

ピオ（QUPiO）」を送付しています。

また、特定健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、特定保健指導を受けるための「特定保健指導利用券」を同封しています。

生活習慣病を予防し、いつまでも健やかな生活を送るため、特定健康診査を受診しましょう。



※加入者は学校等から定期健康診断の結果を提出することにより特定健康診査を受診したことに代えられますので「受診券」は送付していません。

特定保健指導対象者となつた皆様へ

平成22年度の特定保健指導を受けましたか？

特定保健指導では、「特定保健指

導利用券」を使用して指定保健指導

機関で受診することにより、医師・保健師・管理栄養士等の専門家による生活習慣を改善するためのアドバイス等の支援を、無料で受けることができます（リスクに応じて「動機付け支援」、「積極的支援」の2種類があります）。

生活習慣病予防のため、積極的に特定保健指導を利用し、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身につけましょう。



「特定保健指導利用券」の有効期限にかかわらず、保健指導を利用中に、資格を喪失した場合、資格喪失日以降の保健指導利用分については、自己負担が発生しますのでご注意ください。

※詳しくは対象者に送付した「特定保健指導ガイドブック」をご覧ください。

**確定申告用の書類を
送付します**

■（特定増改築等）住宅取得資金にかかる借入金[※]の年末残高証明書

平成22年中に住宅貸付を借り受けた人や22年中に居住の用に供した人は、確定申告により「特定増改築等」住宅借入金等特別控除」を受けることになるため、残高証明書を1月中旬に学校等あてに送付します。

なお、貸付決定時に送付した書類（「工事等完了届」及び「建物登記簿謄本の提出について」）の提出がない場合は、居住開始の確認ができませんので証明書は交付されません。提出していない人は速やかに提出してください。

※21年以前に住宅貸付を借り受け、居住を開始したことが確認されている人については、年末調整用の証明書を22年10月19日に学校等に送付しました。

■任意継続掛金納付証明書

22年分任意継続掛金の納付が確認されている人には、10月下旬に「平成22年分任意継続掛金納付証明書」を送付しましたが、10月の納付証明書発行日以降に初めて当該年分の掛金の納付が確認された人には、1月下旬に「納付証明書」を送付します。

詳しくは「私学共済ブック2009〔給付編〕」及び私学共済事業ホームページ
<http://www.shigakukyosai.jp/> をご覧ください。

4 年金が決定された後に退職したときなどは

在職中に年金が決定された人が学校等を退職したときや65歳になったときは、年金の算定の対象となる加入者期間が増えますので、再度、改定等の請求手続きを行ってください（次の事例をご覧ください）。

退職共済年金の請求手続きの事例

★：新規年金請求

●：退職したときの改定請求

新規年金請求（★）の手続きが済んでいる人は、退職後、本事業団から請求書類を自動的に送付します。ただし、未決定の場合は自動送付されませんので、ご注意ください。

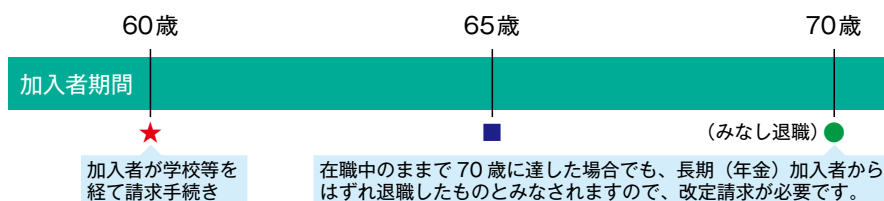
■：65歳になったときの改定請求

新規年金請求（★）の手続きが済んでいる人は、65歳到達月の前月に本事業団から請求書類を自動的に送付します。ただし、未決定の場合は自動送付されませんので、ご注意ください。

60歳以前の加入者期間を1年以上有する人が、在職中に70歳を迎えた場合

ケース1

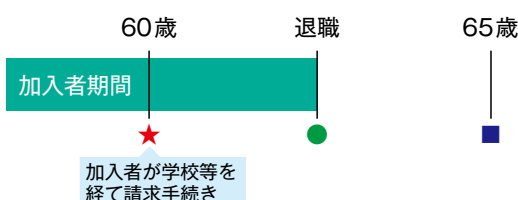
（60歳・65歳・70歳時点での手続き）



60歳以前の加入者期間を1年以上有する人が、在職中に60歳を迎え、65歳未満で退職した場合

ケース2

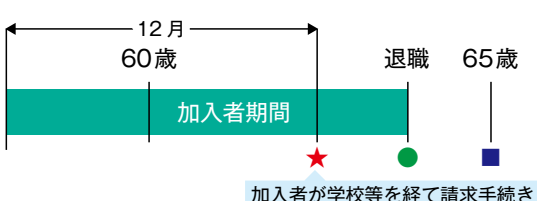
（60歳・退職時・65歳時点での手続き）



在職中に加入者期間1年未満で60歳を迎えた人が、加入者期間1年を満了し、その後65歳未満で退職した場合

ケース3

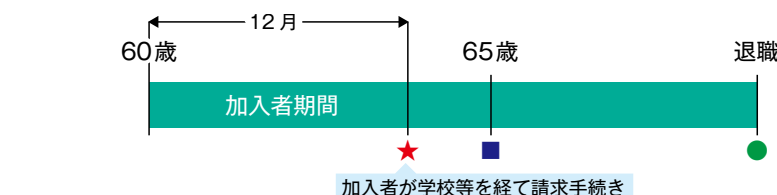
（加入者期間1年を満了したとき・退職時・65歳時点での手続き）



60歳以降に資格取得した人が、加入者期間1年を満了した後、65歳以上で退職した場合

ケース4

（加入者期間1年を満了したとき・65歳時・退職時点での手続き）



いつ？
どうする？

退職共済年金を請求するときのポイント

1 退職共済年金とは

退職共済年金とは、退職後や老後の生活の安定のため、全国民共通の国民年金（基礎年金）の上乗せとして支給される給付のことで、昭和28年4月1日以前に生まれた人は、60歳（注）から退職共済年金を受給する権利が発生します。

（注）昭和28年4月2日以後に生まれた人は、受給権が発生する年齢が段階的に引き上げられます。

生年月日	受給権が発生する年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

2 退職共済年金を受給するには

次の①～③の要件をすべて満たしたときに、年金を受給する権利が発生します。

①年齢が60歳以上であること

※ただし、上記（注）のとおり、生年月日により受給権が発生する年齢が引き上げられます。

②私学共済の加入者期間が1年以上あること

③公的年金制度の加入期間等を合算して25年以上あること

私学共済制度に加入した期間

+

国民年金や他の被用者年金制度に加入した期間

＝

25年以上

※25年に不足している人は私学事業団にご相談ください。

被用者年金制度ってなに？

被用者年金制度とは、民間会社や官公庁等に雇用されている人が加入する公的年金制度をいい、私立学校に勤めている人は私学共済制度に加入しています。

私立学校に勤めている人

私学共済

民間会社に勤めている人

厚生年金保険

国家公務員

国家公務員共済組合

地方公務員

地方公務員共済組合

3 退職共済年金を請求する時期は

60歳時点において加入者期間が1年以上の場合

上記①～③の要件をすべて満たしていれば、60歳に達した日（60歳の誕生日の前日）に退職共済年金の受給権が発生しますので、60歳の誕生日以降に学校等を経て年金請求手続きを行ってください。

60歳時点において加入者期間が1年未満の場合 又は 60歳以降に資格取得した場合

上記①～③の要件をすべて満たしていれば、加入者期間が1年以上になった時点で退職共済年金の受給権が発生しますので、加入者期間が1年以上になった時点で学校等を経て年金請求手続きを行ってください。

●標準給与の月額や標準賞与の額が高く、在職中は年金額が全額支給停止となる人も、請求手続きは必要です。

●60歳前に私学を退職した場合は、60歳の誕生日が近くなりましたら、本事業団に連絡してください（学校等を経る必要はありません）。

※加入者期間が1年未満で退職（資格喪失）した場合

上記③の要件を満たしていれば、65歳に達した日（65歳の誕生日の前日）に退職共済年金の受給権が発生します。65歳の誕生日が近くなりましたら、本事業団に連絡してください（学校等を経る必要はありません）。

なお、65歳以降に資格取得し、加入者期間が1年未満で退職（資格喪失）した場合は、退職日に退職共済年金の受給権が発生します。

年金の受給権が発生しているにもかかわらず請求手続きをしないと、時効により年金決定ができなくなる場合があります。また、私学共済制度も含めて複数の年金制度に加入したことがある場合は、それぞれの制度に年金の請求手続きをする必要があります。